本俸の調整額について

別表 2

名称	支給要旨
給与特別改善費	保育士、介護職員、指導員等の俸給を改善する趣旨で支給されるもの。格付け本俸に組みこまれている場合が多いが、格付本俸とは別建てで支給している場合は加算する。
特殊業務手当	職務の複雑、困難若しくは責任の度または勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が、同じ職務の等級に属している他の職種に比較して著しく相違しているため、格付本俸を調整する趣旨で支給される手当。国家公務員給与法の「俸給の調整額」に相当する。
本俸調整額必須該当項目	①定額、定率のいずれかである。 ②月額により支給するものである。 ③給与規程に支給条項が明記されている。 ④支給の趣旨が「給与特別改善費」または「給与特別改善費」の趣旨と合致し、これら以外の配慮が含まれていない。

俸給表によらない職員の本俸月額

(1)日給・時給の場合

	雇用契約の結び方	計算方法
①	勤務日数・勤務時間が正職員と同じ	日給×21 日（週 5 日の場合）
②	週当たりの勤務日数が決まっている	日給×週当たりの勤務日数÷5×21 日
③	月当たりの勤務日数が決まっている	日給×月当たりの勤務日数
④	曜日ごとに勤務時間や時給の金額が決まっている	月曜日の日給＋火曜日の日給＋･･･略･･･＋日曜日の日給÷5×21 日
⑤	隔週での出勤がある	{毎週出勤する曜日の日給合計＋（隔週で出勤する曜日の日給合計÷2）}÷5×21 日
⑥	勤務日がシフト表による	実支給額のうち、各種手当を除いた部分の直近 6 ヶ月の平均

(2)年俸制の場合

俸給に該当するものの 12 分の 1 を月額本俸として取り扱う。ただし、以下のような手当（賞与含む）は除く。

①従事した回数等をもとに支給額が決められる特殊勤務手当

②管理監督者にその責任の度合等に応じ支給される管理職手当

③地域における賃金、物価水準等を勘案して支給される調整手当